

厚生労働省国民保護計画 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1章 実施体制の確立</p> <p><u>第2節 平素における措置</u></p> <p>(削除)</p> <p>1 医療に係る体制の整備</p> <p>2 保健・衛生に係る体制の整備</p> <p>3 水道施設に係る組織・体制の整備</p> <p>4 訓練及び備蓄等</p> <p>(1) 訓練 (削除)</p> <p><u>第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</u></p> <p>2 職員の派遣</p> <p>○ 厚生労働省は、武力攻撃災害が発生した場合には、状況</p>	<p>第1章 実施体制の確立</p> <p><u>第2節 平素における措置</u></p> <p>1 避難施設の指定、避難施設のデータベースの整備</p> <p>○ 厚生労働省社会・援護局は、関係省庁と連携し、対策本部長（第1章第3節1（1）に定める対策本部の長をいう。以下同じ。）が行う避難措置の指示及び都道府県知事が行う避難の指示が的確かつ迅速に実施できるよう、また、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を定め、都道府県に示すものとする。</p> <p>○ 厚生労働省社会・援護局は、関係省庁と連携し、都道府県から報告された避難施設に係る情報を取りまとめ、データベース化を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 医療に係る体制の整備</p> <p>3 保健・衛生に係る体制の整備</p> <p>4 水道施設に係る組織・体制の整備</p> <p>5 訓練及び備蓄等</p> <p>(1) 訓練</p> <p>○ 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。</p> <p><u>第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</u></p> <p>2 職員の派遣</p> <p>○ 厚生労働省は、武力攻撃災害が発生した場合には、状況</p>

に応じ、特に次に例示する職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行う。

- ・ 保健医療関係情報収集のための職員
(削除)
- ・ 水道行政の担当職員
- ・ その他国民保護措置に必要な職員

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第2節 住民の避難

(削除)

に応じ、特に次に例示する職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行う。

- ・ 保健医療関係情報収集のための職員
- ・ 救援行政の担当職員
- ・ 水道行政の担当職員
- ・ その他国民保護措置に必要な職員

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第2節 住民の避難

2 避難に当たって配慮すべき事項

- 沖縄県の地理的条件等から、航空又は海上により県外へ避難することが適当な場合が生ずることも考えられるが、その場合には、厚生労働省社会・援護局は関係省庁と連携しつつ、沖縄県と協力して、適切な避難先地域の選定等避難住民の受入体制を適切に整えるものとする。
- 自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、厚生労働省社会・援護局は、避難施設、避難経路について、関係省庁及び地方公共団体と平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができよう、必要な調整を行うものとする。

2 避難住民の誘導

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第1節 総則

(削除)

3 避難住民の誘導

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第1節 総則

1 救援の実施に関する助言等

- 厚生労働省は、対策本部長より都道府県知事又は指定都市の長に対して救援の指示があつた場合は、適切な救援が実施されるよう、都道府県又は指定都市と連携を図り、必要に応じて助言を行うものとする。
- 厚生労働大臣は、救援に関し、都道府県相互の応援要求

等に基づく応援が行われない場合等必要と認められる場合には、他の都道府県知事に対し、救済の実施について応援を行うよう指示するものとする。

○ 厚生労働省社会・援護局は、関係省庁とともに、都道府県知事から救済を行うに当たって支援を求められたときは、救済に係る物資の供給のほか、物資の入手可能経路等の情報提供や専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

○ 内閣総理大臣が国民保護法第 88 条第 2 項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、厚生労働大臣は関係省庁と連携を図り、所要の救済を行うものとする。

○ 内閣総理大臣が国民保護法第 88 条第 2 項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、厚生労働大臣は関係省庁と連携を図り、所要の救済を行うものとする。

(削除)

(削除)

○ 内閣総理大臣が国民保護法第 88 条第 2 項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、厚生労働大臣は関係省庁と連携を図り、所要の救済を行うものとする。

第 2 節 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

○ 厚生労働省医政局、健康局、医薬食品局は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行うほか、物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。また、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

第 5 節 福祉に係る対策

(削除)

第 2 節 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

○ 厚生労働省医政局、健康局、医薬食品局及び社会・援護局は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

第 5 節 福祉に係る対策

○ 厚生労働省社会・援護局は、義援金の募集・配分に関し、必要な助言等を行う。